

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

スバル興業株式会社 東京都千代田区有楽町1-5-2

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和8年6月8日～令和8年8月7日(2ヵ月)

関東区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

3 指名停止理由

スバル興業株式会社は、公正取引委員会から、令和8年4月22日、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反業者として公表された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第5号(独占禁止法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(独占禁止法違反行為) 5 当該区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として2ヵ月以上9ヵ月以内